

へいせい ねん がつ にち
平成26年12月2日
ぶんちやうしゃ かい かいぎしつ
分庁舎4階A・B会議室
13:30~16:00

へいせい ねん ど だい かいすぎなみく ちいき じりつ しえんきやう ぎ かい しだい
平成26年度 第3回杉並区地域自立支援協議会 次第

1 かいかい
開会

2 かいちやうあいさつ
会長挨拶

3 ほうこく
報告1

- (1) かんじかい
幹事会より
- (2) そうだんしえんぶかい
相談支援部会より
- (3) ちいきいこうそくしんぶかい
地域移行促進部会より

4 ぎだい
議題

すぎなみく しょうがいしゃ しゅうろうしえん
○杉並区における障害者の就労支援について

5 ほうこく
報告2

- (1) シンポジウム実行委員会より
じっこういんかい
- (2) 区より

しょうがいふくしけいかく
○障害福祉計画について

た
○その他

6 その他^た

7 閉会^{へいかい}

【配付資料^{はいふしりょう}】

資料^{しりょう}1 平成^{へいせい}26年度^{ねん}第^だ2回^{かい}杉並区^{すぎなみく}地域^{ちいき}自立^{じりつ}支援^{しえん}協議会^{ぎょうぎかい}で出^だされた^{いけん}意見^{かだい}と課題^{せいり}整理

資料^{しりょう}2 相談^{そうだん}支援^{しえん}部会^{ぶかい}報告^{ほうこく}

資料^{しりょう}3 地域^{ちいき}移行^{こうこう}促進^{そくしん}部会^{ぶかい}報告^{ほうこく}

資料^{しりょう}4 杉並区^{すぎなみく}における^{しょうがいしゃ}障害者^{しゅうろうしえん}の就^{かん}労支援^{かだい}に関する^{かだい}課題^{かだい}について

資料^{しりょう}5 平成^{へいせい}26年度^{ねん}杉並区^{すぎなみく}地域^{ちいき}自立^{じりつ}支援^{しえん}協議会^{ぎょうぎかい}シンポジウム^{がいよう}の概要^{がいよう}について

別冊^{べっさつ}資料^{しりょう}

へいせい ねんど だい かいすぎなみく ちいき じりつ しえん きょうぎかい だ いけん かだい せいり
平成26年度第2回杉並区地域自立支援協議会で出された意見と課題整理

テーマ	きょうぎかい だ ほうこく いけん かだい 協議会で出された報告・意見・課題	こんご ほうこうせい かんじかい はな あ けっか 今後の方向性(幹事会話し合い結果)
<p>そうだんしえん 相談支援 ぶかい 部会</p>	<p>かく かつどう ほうこく ・各グループ活動の報告。</p> <p>Aグループ: ケアマネジャーやケア24の職員を招いて事例を通した意見交換会を企画。</p> <p>Bグループ: 重症心身障害児者についての課題を共有するため事例を持ち寄り検討している。本会委員の大和田委員・平田委員にもご協力をお願いしたい。</p> <p>Cグループ: 中野区地域生活支援センターせせらぎを訪問。居住サポート事業や不動産業者との連携について聞くことができた。住宅を借りる側や支援者に も心がけることがあることを知った。今後杉並でどのような取組が必要か検討していく。</p> <p>Dグループ: 支援が困難な事例と思われる事例を持ち寄りて検討を行っている。支援のマンパワー不足やライフステージにおける支援の切れ目の問題。 支援のネットワークの大切さ。誤学習により触法ケースとなった知的障害者への社会的ルールの伝え方の難しさ等が課題として見えてきている。</p> <p>→(Bグループに対して: 甲田委員)医療的ケアに対応できる医療機関は区内に少なくない。「在宅医療相談調整窓口」という紹介システムで紹介してもらえる。施設 の顧問医となつてすでに保育園等複数の顧問医を受けている医師が多く探すのは難。在宅診療を行っている医療機関も増えているので探してみるのもよい。</p> <p>→(Bグループに対して: 大和田委員)医療的ケアが必要な児童が増えているが、受け皿が少ない現状がある。部会の活動には積極的に協力したい。</p>	<p>かんじおよ かい しんちよくじょうきょう かくにん ほうこく ・幹事及びリーダー会で進捗状況の確認をし、報告する。</p> <p>じねんど いこう そうだんしえんぶかい あ かた かんじおよ ・次年度以降の相談支援部会の在り方について、幹事及び リーダー会で意見交換をする。</p>
<p>ちいきいこう 地域移行 そくしんぶかい 促進部会</p>	<p>かつどう ほうこく ちいきていやくしえん ・活動の報告。「地域定着支援」について、対象者や使い方のイメージを事例を通して、具体的にまとめていく作業を行っている。</p>	<p>がつにちだいにがいちいきいこうそくしんぶかいじれい も よ ち ・9月30日第二回地域移行促進部会で事例を持ち寄り、「地 いきいちえん たいしやつか かた でき 域定着支援」の対象者や使い方のイメージが出来てきてい る。11月25日開催予定の第三回地域移行促進部会で「地 いきいこうそくしんぶかい たいしやうりやう せい 域移行促進部会」で対象像・利用イメージをまとめ、成果と して協議会で報告する。</p> <p>ちいきいこうそくしんぶかい こんご ちいきいこう ・地域移行促進部会の今後については、「地域移行」という き くち かだいけんとう のこ そうだんしえん 切り口で課題検討することがまだ残されており、相談支援 ぶかい ひぐく けんとう ぶかい けんとう ぶか 部会として一括りに検討するよりは、部会として検討を深め ほう そうだんしえんぶかい かだい かさ ぶぶん い ていった方がよい。相談支援部会と課題が重なる部分(「医 療との連携」等)については、今後相談支援部会とすり合わ せを行っていった方がよい。</p>

だいきしやう
第4期障
がいふくしけ
害福祉計
がさくてい
に
画策定に
む
向けて

しょうがくし けいかく せつめい たけいかちやう
・障害福祉計画についての説明(武井課長)。
けいかぶかい で いけん かみさくいん いりやうてき りやうしゃ そうか たいおう けんとう ついか ちてきしょうがいしもんたいしょうがいしゃそうだんいん けいがか いけん
・計画部会が出た意見(神作委員)医療的ケアの利用者の増加への対応の検討が追加となっている。知的障害者、身体障害者相談員が形骸化しているという意見あり。
にゆうしよせつせいび けんりじやうやく ぎやこうこう いけん ひつやう いけん ぎろん せいじんきはつたつしょうがいしゃしえんげんざい さくせいちゆう
り。入所施設の整備は権利条約と逆行しているのではという意見とやはり必要という意見での議論があり。成人期発達障害者支援は現在アセスメントシートを作成中と
いばしよ きのう いけん しょうがいじしえん くない りやうたいせいみ いけん みんかん じどうはつたつしえんじぎやうしよ じゆう
のこと。居場所としての機能に対する意見も出た。障害児支援については、区内の療育体制が見えづらなっているという意見。民間の児童発達支援事業所でも、重
どはつたつしょうがいじう い ひつやう いけん
発達障害児の受け入れが必要との意見もあった。
けいかくさくてい み
→計画策定までのプロセスが見えにくい。
そうだんえんぶが かい と く けいかく はんえい じっかん
→相談支援部会で行ったことが計画に反映されていることは実感した。
あん じむきよく さくせい え こんかいきぎやうかみいん けいかぶかい さんか すこ
→案は事務局で作成せざるを得ず、今回協議会委員を計画部会に参加してもらうことで少しづつプロセスを見えやすくしている。
ちてき しんたいしょうがいしえんげんざい けいがか いけん せいごうせいけんとう ひつやう
→知的(身体)障害者相談員の形骸化については、ピア相談員との整合性の検討が必要。
おぎくほ ちいきいこう じぎやう おこな ちいきそうだんえん じぎやうしや すく
→すまいる萩達で地域移行プロジェクトを行っているが、地域相談支援の事業者が少ない。
しゅうみぎやうしえんじぎやうしよ ふ じぎやうしよ おお
→就労移行支援事業所がどんどん増えているが、どういう事業所がよくわからないことが多い。
しゅうみぎやうしえん じぎやうしよ はあく しゅうろうめざ かつ れんけいでき
→ワークサポートでも就労移行支援の事業所をすべて把握しているわけではない。就労を目指す方であれば、ワークサポートも連携は出来る。
しょうがいしゃしやかかっとう
→障害者の「社会活動」とはどういうイメージか。
よか かつどわが い さまざま かつどう そうていくせい さんかとう ふく
→余暇活動以外の様々な活動の想定。区政への参加等も含まれる。
こうれいようがいしや けいかぶかい いけん で
→高齢障害者については計画部会で意見は出たのか？
ぐたいてき いけん で かいごほけん いこう しょうがいしゃ りかい しく かんが
→具体的な意見は出なかったが、介護保険に移行したときにケアマネジャーに障害者について理解してもらえるような仕組みについて考えている。
そうだんえんぶが かい ぎろん おこな けいかぶかい いけん
→相談支援部会でも議論を行っているので、計画部会にも意見もっていきたい。
いたく そうだんえんじぎやうしよ けんすう けんすう たいへん
→委託相談支援事業所の件数がかなりの件数だが、大変ではないのか？
たき そうだん はい ふたん
→多岐にわたる相談が入っており、すまいるには負担がかかっている。
とくていそうだんえんじぎやうしよ ぜんすくせい む ふたん ま
→特定相談支援事業所も全数作成に向け負担が増している。
にゆうしよせつつ ほう らく あともど ふ
→入所施設があった方が「楽」ということはあるが、それをやってしまうと後戻りしてしまうので、そこは踏みとどまりたい。
りねん にゆうしせつ がいねん すぎなみ まも まも
→ノーマライゼーションの理念には、入所施設という概念ない。杉並でここは守りたいというところは守っていくべき。

じかい ほんかい きやうぎがい いけん けいかぶかい で いけん
・次回の本会で、協議会での意見や計画部会が出た意見を
ふ うえ てきあ さいしん ほけんふくし けいかくたいきしよ
踏まえた上で出来上がった最新の保健福祉計画(第4期障
うがくし けいかくあん ほうこく
害福祉計画)案を報告する。

ながのいいん じょうほうていきょう
(長野委員からの情報提供)

・ワークサポート杉並の目的:「障害者の一般就労の機会の拡大」「障害者が安心して働き続けられるよう、地域社会と連携して就労面と生活面の支援を一体的に提供」障害者の一般就労を促進し、障害者の自立と社会参加の一層の促進に役立てること」

・事業の柱は2つ「区市町村障害者就労支援事業(区から委託)」、「就労移行支援事業」。前者の中には都事業を区が委託している事業、独自に区が委託している事業、事業団が独自に実施している事業がある。都や国のサービスにつなげたり、ハローワークへの同行、企業の面接や職場実習同行等のコーディネーター。会社訪問等の定着支援。離職に向けての支援。ジョブコーチ支援。企業への支援。特別支援学校等との連携(毎年15名程度の定着支援)・区チャレンジ雇用への支援・職業評価

「たまり場」(余暇支援事業)も実施している。「たまり場」は知的障害の方向けであり、精神障害や発達障害の方向けの同様のサービスはやりきれていない課題がある。

・昨年度実績は78名就職、就職者数は都内では一番良かった。週20時間以下の就労が多く、区内の作業所等からの就職者は20名程度ある。

・平成22年度から短時間労働も法定雇用率にカウント。平成25年度からは法定雇用率は2.0%に。平成27年度からは障害者雇用納付金制度が適用される対象範囲を常用労働者100人を超える企業に拡大。平成30年度からは精神障害者の雇用も完全義務化の予定

雇用支援ネットワーク会議で出されている課題。「作業所等の新たな就労希望者の掘り起こし」「支援者のスキルアップ」「中途障害者の就労相談」「障害特性の受容が不十分な当事者、家族への対応」「高齢の知的障害者などの退職後の支援」「高齢の身体障害者、精神障害者等の就労機会の提供」「発達障害者、難病患者などの就労機会の提供」「区内及び近隣での職場実習、就労機会の開拓」

→就労移行支援事業所が区外に増えてきており、どんな事業所なのか情報がなくて困ることがある。

→ワークサポート杉並では、情報は極力入手するようにしているようにしているので、情報提供できることもある。

→(金子委員)会社の人がやさしくて楽しく仕事ができている。以前に在籍していた企業では色々あったが、今は楽しくやれている。

→(菊地委員)ケアマネに障害者支援の理解がないのはどうしてか調べて欲しい。

→相談支援部会Aグループに伝える

→ワークサポートのマンパワー不足を解消することが重要ではないか。

→障害福祉計画にも繋がってくるが、人材確保は重要な課題。

→次回以降、いくつか違う立場(学校、相談支援事業所等)から課題や事例をあげてもらって確認できるとよい。課題等の出し方については幹事会で検討する。

すぎなみく
杉並区の
障害者の
就労支援
えん
について

ぜんかい かいぎ
・前回の会議でワークサポート杉並の事業説明や実績をと

すぎなみく しょうがいしゅうるえん じつじょう て
おして、杉並区の障害者就労支援における実情がある程

いさようゆうか ほんかい あ
度共有化できた。本会でも挙げられていたとおり、いくつか

ちが たちば くだい かくにん
違う立場から課題をあげてもらい確認できるとよい。

じかい じぜん かくいん な たちば
・次回は、事前に各委員に投げかけをし、それぞれの立場

かんが すぎなみくしょうがいしゅうるえんかだい じょう
で考えられる杉並区の障害者就労支援の課題について情

ほうていきょう いただ もと じれいとくぐたいてき せつめいき
報提供して頂き、それに基づいて事例等具体的な説明を聞

かたがい あき ぐたいてき じれい と あつ
くとともに、課題を明らかにしていく(具体的な事例を取り扱

かのうせい ほうちょうにん ぼしゅう おこな
う可能性もあるので、傍聴人の募集は行わないことにす

る)。

そうだんしえんぶかいかつどうほうこく
相談支援部会活動報告

1、各グループの活動の進捗状況

<A グループ：高齢期の支援について>

■検討内容：障害のある方の高齢化、或いは主たる介護者の高齢化等で生じる課題について検討を行っている。ケアマネージャーやケア24を招いて、事例を通じた意見交換会を検討しているが実施には至っていない。

■見えてきた課題：

- ・高齢者福祉サービス提供者側から見た障害者支援の課題はどのようなものかを知ることが必要。
- ・高齢者福祉サービス提供者と連携していくことが必要。

■今後の方針：

- ・ケアマネージャー間の連絡会（ケアマネージャー協議会）主催の障害者施策を学ぶための研修会に参加し、高齢者福祉サービス提供者が障害者支援のことをどのようにみているのかを把握する。
- ・高齢者福祉サービス事業者との意見交換会を含めた連携の強化について、検討する。

<B グループ：重症心身障害児（者）にネットワーク構築について>

■検討内容：重症心身障害児（者）の地域生活の実態を把握し、課題を明らかにしていく。重症心身障害児（者）の生活実態の情報が乏しいため、支援事例を通じて実態の把握を行っている。現段階では、「医療的ケアのある障害者の通所施設や短期入所での受け入れの現状」「医療ニーズの高い重心児の在宅生活の現状と課題」について事例を共有し、課題について検討した。

■取扱事例：別紙参照

■見えてきた課題：

- ・重心児に対応してくれる往診医や訪問看護の不足。
- ・福祉従事者の医療的ケアについて、家族のニーズに配慮されていない。
- ・医療的ケアのある児を受け入れるレスパイト施設（短期入所等）が少ない。
- ・医療的ケアがある児を受入れる通園・通学先が少ない。

■今後の方針：

- ・本会の委員にも参加してもらい、支援機関での事例をさらに出して地域生活の情報を共有し、課題について明らかにしていく。

<C グループ：障害者に対する住宅関連の支援について>

■**検討内容**：障害のある方が地域で暮らす上で欠かせない住宅関連の支援について、杉並でどのような取り組みが必要か検討している。居住サポート事業を行っている中野区地域生活支援センター「せせらぎ」の実践についてヒアリングを実施したあと、グループで今後の進め方について検討した。

■**見えてきた課題**：

- ・不動産業界との関係づくりにおいて、有効な手段、方法について検討が必要。
- ・上記を検討する上で、不動産業界の実際の声を聞くことが必要。

■**今後の方針**：

- ・杉並区の居住サポート事業のこれまでの成果と現状の把握をし、居住サポートの活用について検討する。
- ・杉並区内の不動産関係者にインタビューを行うことで実際の声を聞き、取り組むべき課題を明らかにする。

<Dグループ：手厚い支援が必要な複合的な課題を有するケースについて>

■**検討内容**：「手厚い支援が必要な複合的な課題を有するケースについて」というテーマで、障害種別ごとに事例検討を進めてきた。事例検討を通し、相談支援事業所や保健センター、行政などのネットワークのあり方について検討している。

《**身体障害**》本人の思いと現実にギャップがあり、上手くサービスにつながらないケース。身体障害以外に、精神・知的・発達障害が疑われるケース等。

《**知的障害**》親に障害が疑われるなど、家族にも支援が必要なケース。触法などの行動から、既存の社会資源、ネットワークだけでは支えることが難しいケース等。

《**精神障害**》親子関係が支援者と本人との関係に影響しているケース。周囲から見ると支援が必要だが、本人が困っていないケース等。

■**見えてきた課題**：

- ・相談支援事業所や支援者のよってケースの困難さの捉え方が異なるため、どういったケースが困難さに繋がっているか整理することが必要。
- ・困難さの整理をする中で、相談支援事業所や保健センター、行政などの連携のあり方について具体的に検討することが必要。

■**今後の方針**：

- ・相談事業所が抱える困難さへのアプローチと関係機関との連携(役割分担)について、グループ以外の相談事業所も交えて意見交換する場を設ける。

→12月5日の計画作成研修会場で実施予定。

- ・研修会出た意見を含め、相談支援における困難さ等について整理していく予定。

2、今後の予定

各グループ活動

12月 相談支援部会拡大幹事会

平成27年 1月 第2回相談支援部会

平成26年度 地域移行促進部会 活動報告

<第1回部会 平成26年6月17日開催>

- ・今年度の進め方について議論。
- ・「地域定着支援」の対象者や使い方のイメージの共有化を図る。
- ・実際にどのように活用されているか、活用できるかの事例検討を行う。
- ・事例を積みあげていくことで、「地域定着支援」で賄いきれない部分もわかってくる。
- ・地域定着で大事なものは、地域移行してきた人を定着させると同時に、地域で生活している人を入所・入院させないための予防的な対応である。
- ・就労を機にサービスが終了してしまう利用者がいる。「地域定着支援」を活用できないか。
- ・孤立することを防ぐためにどこかにつながっていることが重要であり、そのために「地域定着支援」を活用できないか。
- ・家族の高齢化の問題。
- ・「地域定着支援」の窓口がわかりにくい。わかりやすく使いやすいサービスにすることが重要である。

<第2回部会 平成26年9月30日開催>

- ・10数事例をもとに「地域定着支援」の対象者像について議論。
- 単身であるため緊急時の支援が必要なケース
 - ・30代男性、身体障害でアパート単身暮らし。就労継続B型に通所。身体介護、家事援助、通院等介助、訪問診療、訪問リハ利用。夜間の支援が入っていないため、失禁や体調不良時は兄やヘルパーに自身で連絡。ヘルパーの調整も自身で行っているが、継続的に対応が可能なかどうか不安定な面あり。緊急時の連絡体制の確保が必要。
 - ・40代男性、中途障害、ALSで障害が進行している。単身生活であり人の手を借りずに自分なりの生活を送りたいという気持ち強い、緊急時の対応が必要。
- 親が高齢、高齢ではないがサポート力が弱い、親との関係が悪いケース
 - ・40代男性。知的障害で兄、母と同居。兄が母の介護、本人の支援をしている。夜間徘徊、暴力、窃盗、過食など支援度が高く、緊急時対応も多い。計画相談、モニタリングのみではまかないきれず「地域定着支援」利用している。
 - ・40代男性。知的障害で両親と同居。難治性てんかんで毎日発作あり。A D L全介助。

両親の高齢化。GH入居希望。

- ・50代女性、精神障害で母親と同居。母親は高齢で病識もなく、支援者とならない。本人は措置入院を繰り返している。怠業しがち。現在はGH入居。自宅で「地域定着支援」を使っていれば自宅生活は可能であったか。
- ・50代女性、身体障害で高齢の母親と同居。複数サービスを利用。関係機関の調整には労力が必要であり、「地域定着支援」を活用できないか。

○就労と同時にサービス利用がなくなったケース

- ・20代女性、知的障害で児童入所施設卒業後、通勤寮に入り就労。通勤寮退寮後、アパート暮らし。障害福祉サービスは利用していない。体調不良時、アパートの引っ越しなどの支援、金銭面での相談などは相談機関で対応。本人からの訴えがないと支援が続かない。
- ・20代男性、精神障害でチャレンジ雇用事業所に勤務。就労開始したが、環境変化への不安もあり、精神的にも波がある。母親との関係はよくなく、相談できる人もあまりいない。母親から就労・生活面での相談などで計画相談を作成していた事業所で引き継いでほしいとの希望もあり「地域定着支援」利用している。

(その他の意見として)

- ・サービスを多数利用している人への支援（連絡、調整）や、セルフプラン作成者への支援、家族と同居しているが、抱え込みがちで、地域で孤立している人への支援も必要。
- ・就労して福祉サービスが途切れてしまう人に「地域定着支援」を入れて、計画相談が継続されるということは、地域で埋もれさせないためにも重要である。
- ・状態を悪化させないため、問題の起こる前の「予防的な視点」が必要である。
- ・「地域定着支援」を展開していくためには地域でのネットワークをいかに組むか重要である。
- ・「地域定着支援」は定義に曖昧な部分がある。曖昧な分、サービスのつなぎや上乗せ的に使えるのではないか。
- ・「地域定着支援」と「計画相談」の基本相談の違いが今は明確ではない。報酬の面も含めて検討の必要性あり。
- ・厚生労働省の出している対象者像と部会の事例を通して考えた視点を比較検討してみる。
- ・すまいるの役割も視野にいれて「地域定着支援」を検討していく必要性あり。

<第3回部会 平成26年11月25日開催>

- ・前回の事例検討をもとに「地域定着支援」の対象者像をまとめる（別紙参照）。
- ・国が示している対象者像と、部会で事例をもとにしたまとめた対象者像に大きな違いはなく、より具体化された。
- ・「緊急時」のイメージは（別紙）の例のとおり。「緊急時」への対応ということへのサ

サービス提供側のハードルが高いが、実際は24時間、365日頻りに連絡があるわけではない。「緊急時」に備えての連絡体制をつくるということでもよいし、各事業所での可能なやり方があるのではないかと。指定一般相談支援事業者が増えないと大風呂敷を広げるだけになってしまう。

- ・「地域生活が不安定な者等」のイメージも（別紙）の例のとおり。この部分の解釈でサービスが必要な人に柔軟に対応できるのではないかと。
- ・全てを「地域定着支援」と考えるのではなく、他の福祉サービスを機能させることが重要である。
- ・現時点でイメージを大分具体化できたので、これらの視点を地域定着支援利用に反映していくことを期待する。今後事業を実施する中でさらなる課題を把握し、必要な見直しを行っていくこととなろう。
- ・サービスを多数利用している人に対しては、それぞれの役割分担を明確にしておくことが必要である。
- ・「地域定着支援」が必要であるなしを誰が判断するのか。自分で気付ける人はよいが。
→ 福祉サービスを使う人はサービス等利用計画の対象となるため、事業所で判断できるだろう。利用していない人は、すまいる、保健センター等の窓口で、別件等で相談に来た人に対して「地域定着支援」の視点を持ち、つなげていくことが必要ではないかと。

(課題として)

- ・計画相談が始まり、かかわる事業所が増えたが、相談する側としては、どこが何をしてくれるかがわかりにくいという意見が多い。また、契約相談支援事業所業務時間外の緊急時等連絡方法が分からなく困ったとの意見もあった。
- ・「地域定着支援」での「緊急時」は医療面で必要となることが多い。医療との連携を考える必要がある。
- ・地域移行促進部会で課題となるテーマは相談支援部会と被ることが多い。相談支援部会との検討テーマの調整・連携が必要である。

(次期に向けて)

- ・これまでの地域移行促進部会は①住む場の条件整備②医療との連携③一人暮らしの支援④区民理解を視点に取り組んできた。②について地域医療に関するアンケートを実施し、健康ノートを作成し、また医師との懇談も実施し、現状の共有は意見交換を行ったが、その先の具体的な取り組みまでに進めなかった。医療との連携については関わっている人は知っているが、関わっていない人は知らないことが多い。医療面の問題で重度の方の地域移行が進まない要因にもなっている。②について再度取り組めないだろうか。

地域定着の対象者像について

事例を基に議論したされた地域定着の対象者像を国が示している対象者像とすり合わせ、整理すると、以下のとおりである。

<<国が示している地域移行の対象者>>

(1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者

緊急時のイメージ(例)

- ・精神疾患で病状悪化時の受診
- ・内科的疾患(人口透析をしているなど)で救急車を呼んだ
- ・知的障害で、パニック・病気・親が倒れた
- ・単身生活者で不調時(風邪をひいて高熱をだした等)

(2) 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

(3) 障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院したものその他、家族との同居から1人暮らしに移行したものと地域生活が不安定な者等も含む。

地域生活が不安定な者等のイメージ(例)

- ① 親と同居しているが高齢
高齢ではないがサポート力が弱い、親と本人の関係性が悪い、という状況があり、なおかつ、予防的な視点で支援が必要な人。
 - ・通所につながっているが休みがちである。
 - ・服薬が規則的にできない、怠薬傾向がある。
 - ・生活面で継続的なサポートが必要=見守り。
- ② 就労系のサービスを使っていたが、就労しサービスを使わなくなった。しかし、何かの際の相談{支援}が必要な人

杉並区における障害者の就労支援に関する課題について
 <各委員からの「障害者の就労支援に関する課題」情報提供まとめ>

	障害者の就労支援に関する課題	情報提供者
1	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用の中でも、視覚障害者は圧倒的に機会が少ないため、就労を諦めている人が多い。 ・上記に加え、社会保障が充実している（一般就労をしなくても生きていける）ことが、よりいっそう就労意欲を下げていることにもつながっている。 	高橋委員
2	<ul style="list-style-type: none"> ・就労者が増えていっているため就労支援機関が抱えるケースが非常に増えている。マンプワーの充足が求められる。 ・就労支援機関の雇用形態の多くが非常勤であるため、担当者が突然変わってしまう場合もあり、支援体制が脆弱な状況がある。 	小野寺委員
3	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所で連携がとれていないケースがある。 事例：生活訓練事業所に通所していて、突然、同法人の就労移行支援事業を勧められたと本人から話があり、サービスを変更し（計画を立て直し）たが、その就労移行支援事業は合わず、サービスを終了することになってしまった。事業所から相談支援事業所へは説明がなかった。 ・就労移行支援事業所の支援状況が把握できないケースがある。 事例：就労移行支援事業所で訓練と称し、きつい仕事をさせられ、本人から納得できないと訴えがあった。就労移行なので就労に向けての支援をしてほしいのに支援はしてくれず、ハローワークで本人が就職活動に行き就労移行支援事業所での経験情報を欲しいと言ったが断られた。 ・就労移行支援事業所の支援状況（役割）が見えてこない。 →就労移行支援事業所がどこまで支援をしてくれるのか（職安同行・離職時の自信喪失のフォロー等） ・本人の状態と就労移行支援事業所のマッチングがうまくいかないケースがある。 →事業所の支援内容がみえてこないの、どこにつなげてよいのか困ることがある。 	平田委員
4	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者の場合、就労による収入で保護廃止になることで、医療費等も自己負担になり、本人の不安が強い。生活保護に戻りたいとの気持ちが強くなり就労意欲の持続が困難。 ・就労先でトラブル発生した際の支援機関での関わり方や役割が明確でない。 ・一般就労者との賃金格差や待遇の違いで、就労への意欲を持続するのが困難。 	竹嶋委員
5	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と家族の就労意欲が低い人が多く、一般就労に結び付かない。 →就労意欲が高い本人と家族は… ・過去に就労の経験があり、離職理由が会社都合で、「失敗」のイメージがない。 ・きょうだいや障害のある友人に就労している人がいて、「自分も就労できる」という前向きなイメージを持っている。 →就労意欲を低いところから高めたり、就労に対する後ろ向きなイメージを拭うに 	清水委員

は、相応の取り組みと時間が必要だが、事業所・支援者のノウハウやスキルが不十分であり、人や時間を割くことも難しい。「支援すれば就労を実現できそうだ」という希望的観測がなければ、就労支援を担当する職員のモチベーションも低下してしまう。

- ・就労経験の有無に関わらず、仕事内容や職場環境に適応できずに「失敗」(契約の解除・非更新)することへの不安が、特に家族に強く、就労を敬遠する要因になっている。

→作業所(福祉サービス)を一度離れた後で、「(確実に)戻れる場所があるのか」という不安がある。この不安は、実習の段階で問題が無くても、完全に拭うことはできない。作業所としても、優先的に受け入れたい気持ちはあるが、確約することはできない。家族にも「作業所に籍を置いたままにできれば、就労させたい」という声がある。

- ・職務以外の面でのサポートも含めた、職場「定着」の部分の視点や支援体制が不十分。

→会社側は職務以外の面でのサポートを求めている。

事例：清掃業務を行う特例子会社に就職。実習では清掃の技能や仕事への集中力も他の実習生と比較して優秀ではなかったが、採用された。企業側の採用理由は、「技能や集中力は会社で教え育てていく。職場を離れた生活面のサポートが、作業所や就労支援機関でしっかりやってもらえそうだから」ということだった。

→障害者福祉業界全体として、就労者の数を増やすことに主眼が置かれ過ぎている。

→特に、福祉サービスの利用が一切無くなり、サービス等利用計画も作成されていない人は、就労支援機関やかつての所属施設以外にサポートが無く、そのサポートも決して十分とは言えない状況ではないのか。

- ・家族によるサポートも重要だが、家族からの支援が得られないケースが多い。

事例：就職から約半年後、職場外での2度の猥褻行為で自主退職になった。作業所・就労支援機関・グループホームが支援に取り組んでも、家族の支援が十分ではなかった。企業にもそのことを指摘された。

→家族の加齢や健康状態等によって、サポートが難しい場合もある。その場合に、誰が・どのようにサポートするのか、企業にもわかるような体制づくりが必要になるのではないのか。

- ・区内施設等における新規・就労希望者の減少について

障害者雇用支援ネットワーク会議を定期的に開催し、企業見学、就労状況の共有、支援者の就労支援スキルの向上などをテーマにしているが、「本人の障害特性や実体験の不足」、「施設固有の経営状況」、「施設職員が就労支援に携わる余裕がない」、「就労に対する保護者の理解の相違」などにより、一般就労へチャレンジするケースが少ない。

- ・精神障害者・発達障害者の就労希望者の中で、本人の就労意欲とは裏腹に就労の準備性などが不足しているケースについて

保健や福祉の相談等の機関との関わりが薄い状態で相談に来るケースも多々あり、健康面や生活面での安定が必要なため、面談や他機関との連携等に時間を要することがある。

障害者の就労では全ての準備性を満たさなくても、就労しながら徐々に補完し

ていくことも一般的なになりつつあるが、「障害の受容」、「通院と服薬管理」、「健康（睡眠）と衛生面の管理」などの基本的なことは必須である。

・中途障害者（例えば、精神障害・高次脳機能障害・難病患者など）の就労相談・支援に関する支援者のスキルの向上について

区内の施設では、多様な障害特性のある方の受け入れも積極的に個別に行っている。また、当団の就労相談にも様々な障害特性の方や生活面での課題のある方、触法の方などがみえる。施設の枠を超えて支援員一人ひとりが、いわゆる支援スキルの向上を図ることが望まれる。

・「高齢の身体障害者・精神障害者等の就労機会の提供」と「区内及び近隣での職場実習、就労機会の開拓」について

高齢の障害のある方でも、就労の希望は多いが、通勤時間と勤務地、勤務時間、仕事の内容など個々の様々なニーズに基づいた支援が必要とされてくる。例えば、区と連携して区内及び近隣の事業所での職場実習（職場体験を含む）や短時間等の就労機会の開拓が求められてくる。

・発達障害者・難病患者などの就労機会の開拓と提供について

昨今の障害者雇用制度の充実等により、精神障害者の就労実績が伸びてきているが、その中でも発達障害者、あるいは難病患者の就労機会はまだ十分ではない面もある。今後、企業や一般向けに障害特性の説明、成功事例の共有、助成金制度の説明などを通じて、就労機会の開拓と提供が必要となる。

・高齢の知的障害者などの退職後の居場所等の生活支援について

いわゆる障害者雇用は、「身体障害者から知的障害者、そして精神障害者へ」と対象者の枠が増えてきている。今後、高齢を迎える就労中の知的障害者が年々増加することが予想され、それに伴い退職者も増えると思われる。退職後の居場所や家族を含めた生活支援、新たな社会資源の提供などが求められてくる。

・職場定着支援における他機関との連携を希望しない困難ケースについて

最近の例では、特に精神障害者・発達障害者の職場定着支援ケースで、生活面や家族関係等の課題が多く、他機関との連携が必要と思われるケースが増えている。しかし、そのようなケースの多くは当事者が他機関との連携を好まず、また支援者の好き嫌いが多くて繋がらない。結果的に問題解決に時間がかかることや、根本的な解決に至らないことが多い。

・人格障害のある方の就労支援における困難ケースについて

障害特性として、自己中心的に話をすすめてしまったり、支援者の話を理解しなかったりし、結果的に早期退職を繰り返してしまう。自己の障害認知が難しいこともあり、自己の振り返りができず、結果への不満を支援者等他者への攻撃という形で表現してしまう。対応できる支援機関が少なく、なんとかハローワーク等と連携して支援をしている状況がある。

・障害者の雇用制度が充実する一方での様々な影響等について

平成25年4月より、障害者の雇用率が2%になったことで障害者を積極的に雇用する企業が増えてきた。また、平成27年4月からは「障害者雇用納付金制度」の申告対象事業主の範囲が「常用労働者200人以上から100人以上」へと拡大され、平成30年からは精神障害者の完全雇用義務化がせまっている（雇用率もさらにアップする予想）。

	<p>企業からの障害者求人が多くなる一方で、大別すると2つの現象が見られる。1つは、最近、障害者雇用を促進した企業で、積極的に雇用したけれども「職場に仕事が見つからない」、「障害特性を知らない職員が対応を全部任される」、「採用ありきで、すぐに退職者が出る」など社内環境の整備が間に合わない。</p> <p>2つ目は、障害者雇用を先行して進めた結果、多くの企業が一気に集中してしまい、いわゆる人材が不足してしまい、雇いたくても雇えず雇用率の達成が難しくなっている。</p>	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者について理解のある就労移行支援、職場が限られている。 ・会社により障害者の受け入れ態勢が全く違う。 ・障害者雇用をしているのに、障害への理解が足りない。 ・就労支援機関が入ることを好ましく思っていない会社もある。 ・話を聞いてもらうなど、職場以外の人と話をする機会が少ない。 ・会社によっては、就労支援機関があることが安心に繋がっている。 	かみさくいいん 神作委員
8	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者の就労について、A D L面（食事・排泄）等に課題があるという理由で制限を受ける。 → 食事や排せつに介助が必要で、会社や就労継続支援、就労移行支援事業所に行くことができず、日中の活動場所としては、「合わない」と思いつつ生活介護事業所しか選べない。 → 在宅就労という形がだいぶ拡充されているが、会社等に行って働きたいというニーズは多い。 	おおわだいいん 大和田委員

平成26年度杉並区地域自立支援協議会シンポジウム概要について

- 目的 : ①自立支援協議会の役割を広く地域に知ってもらう
②杉並の障害者福祉を区民と共に考える
- 対象 : 主に区内在住・在勤の方
- 日程 : 平成27年2月12日(木) (13:00 ~ 17:00)
- 会場 : 阿佐谷地域区民センター第4・5集会室
- 内容 : <第一部>
①基調講演:「障害者権利条約批准や合理的配慮について(仮)」
講師: D P I日本会議 事務局長 佐藤聡氏
②杉並区地域自立支援協議会の今までの取り組みについての報告
<第二部>
パネルディスカッション
テーマ: 地域における障害者の自立生活(暮らし)を考える
パネリスト: 現在調整中(一般就労している障害当事者に
ご登壇して頂く予定)
- 周知等 : チラシ及び広報(1月11日号)等で周知する。
事前申込とし、FAXか電話で申込。参加料は無料。
当日は要約筆記、手話通訳を依頼し、点字資料も作成する予定。

第2章 3つの視点と8つの推進プラン

障害のある人が自分らしさを
持ち続けながら暮らして
いけるまちをめざして

3つの
視点

- ◎総合計画・実行計画 施策16
障害者の社会参加と就労機会の充実のために
- ◎総合計画・実行計画 施策17
障害者の地域生活支援の充実のために
- ◎総合計画・実行計画 施策23
障害児支援の充実のために
支援

8つの
推進
プラン

- ◎総合計画・実行計画 施策16
 - ・日中活動の場の充実
 - ・就労支援の充実
 - ・社会参加の促進
- ◎総合計画・実行計画 施策17
 - ・相談支援の充実
 - ・多様な住まいの確保
 - ・安心安全な地域生活の確保
 - ・日常生活への支援
- ◎総合計画・実行計画 施策23
 - ・障害のある子どもへの療育等
支援体制の充実

視点1. 障害者の社会参加と就労機会の充実のために

現状と課題

- 障害者総合支援法の理念である「障害者の社会実現の確保」により、今後も、障害者が社会で活躍できる場や機会のさらなる充実を図ることが必要です。
- 障害者通所施設の利用者数が増加し、さらに高齢化、重度化も進んでいることから、利用者の通所負担軽減も視野に施設整備を進めることが必要です。
- 移動支援事業の利用拡大により、障害者が様々な活動に参加する機会が増えています。今後は東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、スポーツに親しむ機会を通じて、さらに社会参加を進めていくことが必要です。

施策推進の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活が送れる活動の場が整備されています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせた、きめ細やかな継続的支援により、就労している障害者が着実に増加しています。また、安定した就労生活が継続できるように、様々な支援も充実してきています。
- 外出支援の取組が充実し、社会活動・スポーツに参加できる機会が増えています。

視点2. 障害者の地域生活支援の充実のために

現状と課題

- 平成24年10月施行の障害者虐待防止法、平成25年4月施行の障害者総合支援法、平成25年に批准した「障害者権利条約」の理念に基づき、お互いが理解しあえる共生社会の実現に向けて、障害者の地域生活支援や虐待防止の取組、人権に配慮した権利擁護施策、虐待対策の更なる推進が必要です。
- 障害者が身近な地域で、安心して快適に生活できるよう、障害種別や程度に関わらず相談支援や質の高い在宅生活支援が受けられる体制の充実及び住まいの確保が必要です。

施策推進の目標

- 誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。
- 住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の程度に応じた住まいが整備されています。
- 障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

視点3. 障害児援護の充実のために 支援

現状と課題

- 早期発見・早期療育の取組により、未就学の発達障害児の療育希望者が急増したことを受け、民間の児童発達支援事業所設置の促進を図ってきました。
- 療育を受けた児童等の地域生活が円滑に行くよう、こども発達センターの地域支援機能の一層の充実を図り、関係機関や障害児の家族の支援に取り組む必要があります。
- 重症心身障害児の在宅療養が進む一方、重症心身障害児を対象とした事業所が区内にないことから、対応できる療育施設の整備が急務です。

施策推進の目標

- 障害の種別や程度に関わらず、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで、切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。

8つの推進プラン

推進プラン1：日中活動の場の充実

障害者がいきいきと活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者のリハビリテーション等の充実を図ります。

推進プラン2：就労支援の充実

障害者の就労希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。一人ひとりの個性や能力に合わせたきめ細かな就労支援を行うために、多様な実習や体験の場、就労の場の開拓を行うとともに、安定した就労が継続できるように定着支援を充実していきます。また、通所施設等の工賃向上に向けた取り組みを民間団体と協働して行います。

推進プラン3：社会参加の促進

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現を可能にすることに留まらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、認め合える共生社会・全員参加型の社会の実現へとつながっていきます。移動支援の充実やその担い手となるガイドヘルパーの養成、コミュニケーション手段の確保、情報の共有化を進めるとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受けて障害者スポーツ等に親しむ機会の拡大策を新たに検討するなど、障害者が積極的に社会参加を図れる施策に取り組めます。

推進プラン4：相談支援の充実

障害者が自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくために、必要な障害福祉サービスの利用に関することなどを身近な地域で相談ができ、様々な情報が得られる体制を充実します。

また、入所施設等からの地域移行を積極的に進めるとともに、高齢障害者に対する相談支援体制も強化します。

推進プラン5：多様な住まいの確保

障害者が住み慣れた地域の中で継続して生活するため、また病院や遠隔地にある施設から、地域での生活を希望する方が安心して暮せる住まいを確保するため、グループホームの整備や条件にあった賃貸物件探しなどの支援を行います。さらに、障害特性や年齢、医療的なケアへの対応等それぞれの状況に応じた住まいの整備を進めます。

推進プラン6：安全安心な地域生活の確保

緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備し充実していきます。また、障害者に対する虐待防止を含む権利擁護に関する取り組みを強化、推進します。

推進プラン7：日常生活への支援

成人期の発達障害者への支援など障害の特性や程度に応じた様々なサービスを充実します。また、サービスの質を確保するなど、引き続きサービス提供の基盤を整備し、障害者の日常生活を支援します。

推進プラン8：障害児支援の充実

発達の遅れや障害のある児童が、身近な地域でライフステージに応じて切れ目なく支援が受けられるよう環境を整えていきます。また、障害の特性を踏まえた子どもの育ちを支えるため、保健福祉分野に加えて医療や教育等とも連携した、地域支援体制の確立を目指します。

第3章 8つの推進プランと主要事業

〈 推進プランと主要事業の体系図 〉

推進プラン1：日中活動の場の充実

- (1) 重度障害者通所施設の整備
- (2) 障害者通所施設等の運営支援
- (3) 中途障害者の支援

推進プラン2：就労支援の充実

- (1) 多様な職場体験
- (2) 障害者就労促進
- (3) 雇用定着支援
- (4) 障害者施設の工賃アップ支援

推進プラン3：社会参加の促進

- (1) 障害者の移動支援の充実
- (2) コミュニケーション支援
- (3) 多様な講座・交流の場の運営
- (4) 社会参加を促進する障害当事者・団体事業への支援
- (5) 自立を支援する情報共有の充実
- (6) 障害者スポーツ・レクリエーションの普及・振興

推進プラン4：相談支援体制の充実

- (1) 障害者の相談支援の充実
- (2) サービス利用相談支援の充実
- (3) 地域移行促進
- (4) 高齢障害者の相談支援体制の充実

推進プラン5：多様な住まいの確保

- (1) 住宅の確保支援
- (2) グループホーム入居者支援事業
- (3) 障害者のグループホームの整備
- (4) 障害者入所施設の整備

推進プラン6：安全安心な地域生活の確保

- (1) 障害者の権利擁護の推進
- (2) 障害者孤立防止ネットワークによる見守り事業の推進
- (3) 災害時要配慮者支援対策の推進
- (4) 緊急時の安全安心システムの普及

推進プラン7：日常生活への支援

- (1) 短期入所等の充実
- (2) 重度障害者の在宅支援サービスの実施
- (3) 成人期発達障害者支援の充実
- (4) 地域の介護力向上への支援
- (5) 障害者の疾病予防

推進プラン8：障害児支援の充実

- (1) こども発達センターの療育等の充実
- (2) 障害児発達相談
- (3) 産後における母子支援充実
- (4) 重症心身障害児の療育支援
- (5) 障害児保育の実施
- (6) 学童クラブの充実

サービス等利用計画作成の進捗状況と今後の方向性について

1. 杉並区のサービス等利用計画拡大の方針

24年度～26年度の3カ年で障害福祉サービス利用者全員（約2600名）に対し、サービス等利用計画を作成できる環境を整えていく予定としてきた。今後は下記2のとおり進め方を変更する。

<参考>

平成26年10月20日現在の計画作成件数：1364件<他に、区外事業所で作成済み165件>＝

全体の約6割

(内訳：身障278件、知障545件、精神496件、難病1件) ※障害児149件

平成26年10月末現在の特定相談支援事業所指定状況：22カ所

2. 杉並区のサービス等利用計画拡大の進め方について

(1) 計画内容の充実（継続）

特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画について、その質・

内容を重視しつつ、量的拡大についてもシミュレーションしながら着

実に進めている。

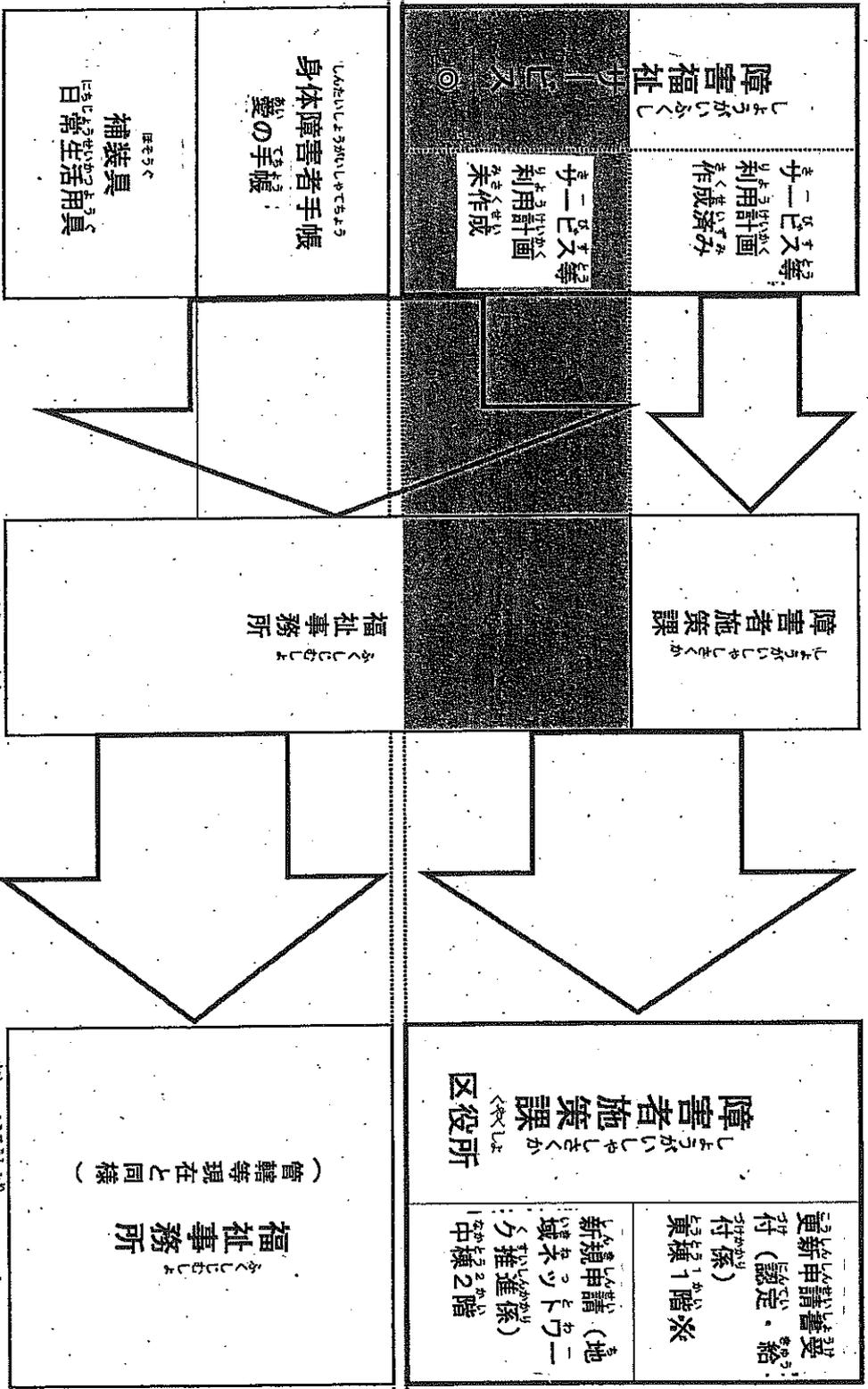
(2) 平成27年4月以降のサービス更新時まで全数作成（変更点）

- ① 既にサービスを利用している方及び新規にサービスを申請する方で、
相談支援事業所と作成について調整ができていますの方は平成27年3月まで
のサービスの更新時期に作成を依頼します。 <約200名>
- ② 既にサービスを利用している方及び新規にサービスを利用する方で、
相談支援事業所と調整をしていない方は平成27年4月以降の次のサー
ビスの更新時に作成を依頼します。 <約1000名>
- ③ サービス等利用計画作成をスムーズに進めるための方策を実施する予定
です。
区独自に相談支援従事者初任者研修を実施し、相談支援専門員を増やし
ていくとともに、介護保険事業所のケアマネージャーにも研修受講を働
きかけ、高齢障害者の計画作成もスムーズに進めていくことを考えてい
る。

平成27年4月からの障害福祉サービス申請書等受け付け窓口(予定)

現在(平成27年3月まで)

平成27年度(平成27年4月から)



◎ 障害者手帳を持っている放課後等デイサービス利用者も含む

※主に郵送処理